司法の窓

最高裁判所広報誌

特別企画

サンドさんと裁判所探訪

Vol. 85
2020年（令和２年）

司法の窓

CONTENTS

15のいす　－「欧州の首都」ストラスブール　統合と法の支配に向けて－　01

特別企画　サンドさんと裁判所探訪　02

トピックス1　各地の裁判員制度広報　10

トピックス2　法曹という仕事　～法曹三者共催イベント実施レポート～　13

トピックス3　海外の知見の活用　～よりよい裁判の実現を目指して～　14

トピックス4　国際知財司法シンポジウム 2019　16

裁判所めぐり　岐阜地方・家庭裁判所　17

海外司法スケッチ　カナダ・トロントの裁判所　20

【表紙写真】
東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎

1983年（昭和58年）に最高裁判所旧庁舎の跡地に完成した。地上19階，地下3階建てで，150を超える法廷を有する。

第85号

2020年5月発行

司法の窓は，**裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/）**でもご覧いただくことができます。

１５のいす

－「欧州の首都」ストラスブール
統合と法の支配に向けて－

最高裁判所判事
林　景一

最高裁判事は，毎日こもりきりで大量の書類を読み続けるので，「修道士」みたいだと言う人もいる。それでも国内外への出張がたまにある。先般，私も，司法交流で，ロンドン，パリの後，ストラスブールに赴き，欧州評議会（CoE ＝ Council of Europe）の「欧州裁判官会議」にオブザーバー参加してきた。ストラスブールは，仏独間で何百年も奪い合ってきたアルザス地方最大の街であり，独仏不戦・欧州融和の象徴的都市だ。だから，EU の立法機関たる欧州議会が置かれ，CoE とその下にある欧州人権裁判所があって，「欧州の首都」の異名がある。

欧州統合の中核は EU であり，EU は，市場から通貨，政治，社会へと統合を進め，めざましく発展・拡大してきた。ただ，欧州統合 =EU ではない。CoE は，１９４９年，戦後欧州における法の支配と人権，民主主義の擁護を目的として設立された。EU よりも歴史があり，加盟国数も４７もあって，ロシアやトルコまで含む，真の汎欧州機関なのだ（チャーチルの主導した，緩やかな連携機関だから，英国も離脱しないだろう）。そして，設立目的に沿った法制度作りとして，世界の動きを先取りする条約（人権，サイバー，テロなど）を２００本以上作成している。しかも，重要なことに，日米を含む５カ国だけがオブザーバーの地位を認められており，かつ，日本が現に加入した「受刑者移送条約」（私も国会承認に関与した）のように，非加盟国にも開放されて国際標準になる条約が多いのだ。私は，以前，やはり CoE の下にある国際公法法律顧問委員会（CAHDI）での主権免除条約の議論に参加して，CoE の重要性を認識したが，今回，司法府でも活発な活動があることを知り，その認識を深めた。

会議では，旧ソ連圏諸国における裁判制度を「欧州標準」に引き上げるための勧告を，各国の最高裁判事たちが議論している。今回の主題は，裁判官の補助スタッフの役割や行動規範だった。ここでの勧告が，いずれ国際標準あるいはその基になり得るのであるから，日本も無関心ではおれない。幸い，ストラスブール総領事館には長年，若手裁判官が領事として出向しており，欧州評議会への日本の常駐代表という役割の一翼を担っているのは頼もしい。

（はやし・けいいち）

サンドさんと裁判所探訪

ようこそ！裁判所へ

裁判所は，社会の中で生じる紛争を中立・公平な立場から解決する重要な役割を担っています。とはいえ，そのような裁判所を支える仕事の実際については，ご存じない方も多いかもしれません。今回は，大人気のサンドウィッチマンのお二人に裁判所の中を巡っていただき，「生の裁判所の姿」をご覧いただきました。

サンドウィッチマン

伊達みきおさん（左）富澤たけしさん（右）のコンビ。M - 1 グランプリ 2007 優勝。多数のテレビ番組に出演するお茶の間の人気者。二人揃って仙台市出身で「みやぎ絆大使」を務めるなど東北地方への貢献でも知られている。

訪れたのは

東京都千代田区霞が関にある東京地方裁判所，東京家庭裁判所です。
首都を管轄する裁判所として常に多数の事件を扱っています。
見学や裁判傍聴については，裁判所ウェブサイトでご案内しています。
写真：東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎

民事裁判

裁判官の法服（ほうふく）を着て，裁判官席に座っていただきました。

大谷　裁判所に来るのは初めてですか。

伊達　初めてです。

大谷　では，民事裁判や刑事裁判という言葉を聞いたことはあるでしょうか。

富澤　何となく聞いたことがあるくらいです。

大谷　この法廷で行うのは民事裁判です。例えば，貸したお金を返してほしいといった，市民生活で生じるさまざまな紛争を取り扱います。

伊達　なるほど。

大谷　例えば，富澤さんが伊達さんに１００万円を貸したけれど返してくれないので訴えたとします。裁判所は，お二人の言い分を聞いたり，証拠を見たりして判断をしますが，この場合，どんなものが証拠になるでしょうか。

富澤　借用書（しゃくようしょ）とかでしょうか。

大谷　そうですね。ほかにも，実際の裁判では証人（しょうにん）や当事者本人（とうじしゃほんにん）の話も証拠になります。伊達さん，証人の宣誓（せんせい）をやってみませんか。

裁判では証言をする前に，嘘をつかないという宣誓をしてもらいます。

＜ 私たちがご案内します！ ＞

宮島書記官

大谷裁判官

大塚事務官

伊達　（裁判官席に着席しながら）ここには誰が座るんですか。

大谷　いずれも裁判官です。普通の裁判は１人でやることが多いですが，複雑な事件になると３人の裁判官で担当します。ここから見る法廷の景色はどうですか。

伊達　何か裁きたくなってきますね。裁判官席の前にいらっしゃる方はどなたですか。

宮島　裁判所書記官（さいばんしょしょきかん）（書記官）です。書記官は法廷を円滑に進行するためのマネジメントをしています。

富澤　マネジメント？

宮島　必要な書類がちゃんと出ているか，また，当事者双方に裁判の日に来てもらうよう呼出しができているかなどをチェックしています。

伊達　裁判の中で笑いが起きたりすることもあるんですか。

大谷　例えば，当事者双方が合意して「和解（わかい）」という形で終わるような場合には，笑顔で事件を終えることもあります。円満に事件を終えられたときは，非常にやりがいを感じます。

刑事裁判

＜ 私たちがご案内します！ ＞

野原
裁判長

佐藤
裁判官

渡邊
事務官

佐々木
書記官

――刑事裁判のうち法律で一定の重い刑が定められている罪の裁判は，国民の中から選ばれた裁判員と裁判官が一緒に審理・判断をする裁判員裁判によって行われます。

伊達　（法廷を見渡しながら）ここで被害者と被告人が出会うわけですよね。被害者の中には被告人に対してすごく怒っている人もいるでしょう。

佐藤　そうですね。手続の中で被害者の方の心情などを聞くと，やはりそういう強い思いを感じるときもあります。

伊達　そうですよね。ところで，佐藤さんは裁判官になってまだ１年目ですよね。昔から裁判官になるのが夢だったんですか。

佐藤　そうなんです。迷ったこともありましたが，人生の中で法的な問題を抱えるという重大な場面で，後から振り返ったときに良かったと思ってもらえるような問題解決の手助けをしたいと思って裁判官になりました。

伊達　すごいね。なかなかなれませんよ。

富澤　Ｍ－１の審査員だってしんどいのに…。でも，刑事裁判だから，死刑判決を下す事件もあったりするんですよね。

裁判員裁判法廷。モニターなどの機材が特徴

野原　そうですね。私は死刑判決の宣告（せんこく）をした経験はないのですが，被告人にとっては懲役（ちょうえき）１年でも人生が変わってしまう重大事です。なので，判決を決めるときはやっぱり悩みます。そのときに社会の一員である裁判員の皆さんと議論すると，私たち裁判官も勇気づけられますし，いい意味で自分たちの考え方が変わる機会にもなっています。

富澤　裁判員の候補者になったら，必ず裁判所に行かないといけないんですか。

佐藤　裁判員制度は国民の皆さんの良識や感覚を反映させて，裁判をより良くしようというものですので，裁判員の候補者に選ばれた方には，できる限り裁判所に来ていただくようお願いしています。もちろん，お仕事やご家庭の都合もありますので，一定の場合には辞退ができますが，ご都合がつく限りは，ぜひご参加いただけると嬉しいです。

伊達　でも，裁判員になったりすると，きっと事件の被害者の話を聞いたりして，精神的につらかったり，被害者がかわいそうだなという気持ちが入っちゃうと思うんですよ。

野原　そうですね。裁判員の皆さんも最初は，自分が被害者だったら，といった感情を抱かれますし，それも大事なことだと思います。他方で，刑事裁判では被告人の立場もあります。ですから，裁判員の皆さんとは，被告人の立場からも物事を見てみましょうという話をします。そうすると，裁判員の方も冷静に両方の立場を見て，議論も充実するのを感じます。

富澤　そういえば，裁判員に選ばれた人には守秘義務があるんですよね。

佐藤　はい。守秘義務といっても，たぶん皆さんが思われているほど何も言えないわけではありません。例えば，裁判員に選ばれた後，勤務先にどんな事件で選ばれたかを話すことは問題ありません。ただ，守秘義務は，評議で自由な議論をするためのものですから，議論の経過や結論を決める多数決の結果などについては守秘義務を守っていただくことになっています。

伊達　実はうちの後輩芸人が一度裁判員をやってるんですよ。

野原　公開の法廷で見聞きしたことは話していただいて構いません。ほかにも，裁判官は意外とこんな人だったよといった裁判員をやってみての感想は，むしろ宣伝していただきたいと思っています。

証人席で，タブレットへの書き込みを体験する富澤さん

野原　裁判員裁判では，裁判員として選ばれた国民の皆さんに，法廷で見て聞いて内容を理解できる審理を行うことを心掛けています。この法廷にあるモニターなども，そのような審理のための補助ツールとして使用しています。

伊達　すごいですね。法廷中のモニターに同じものが映って，それを法廷にいる人全員が同時に見られるんですね。

佐々木　裁判員裁判では，このような法廷の中のいろんな機材を書記官が操作します。このほかにも，刑事裁判では，裁判の日程調整などをして，スムーズな進行を支えるのも仕事の一つです。

渡邊　裁判所事務官（事務官）は，裁判員の方をお迎えしたり，裁判員と裁判官が事件について議論をする評議室のセッティングなどを行い，裁判のサポートをしています。

伊達　書記官や事務官になるにはどんな資格が必要なんですか。

佐々木　裁判所の職員採用試験に合格し，採用されれば，事務官になることができます。その後，内部試験に合格して必要な研修を終えると書記官になることができます。

伊達　仕事楽しいですか。

渡邊　とてもやりがいがある仕事だと思っています。

家事事件

＜ 私たちがご案内します！ ＞

綿引裁判官

大東書記官

松本家裁調査官

――家庭裁判所は，非行を起こした少年について調査・審判をしたり（少年事件），離婚や養育費，遺産分割など，夫婦や親子に関する事件（家事事件）を取り扱います。お二人には，親子に関する事件の際に活用される「児童室」をご覧いただきました。

綿引　今日は，家庭裁判所が取り扱う「家事事件」をご紹介します。

伊達　カジ？

綿引　家の事と書いて「家事」ですね。離婚が一例なのですが，夫婦が離婚をする際にお子さんの親権者をどちらに定めるか争いになることがあります。また，親権者にならなかった親御さんがお子さんと会う機会をどう設けたらよいか，という事件も家事事件に含まれます。そのような親子に関する事件に関し，実際に親御さんとお子さんとの交流の様子を見るための部屋が児童室です。

松本　この部屋では，離れて暮らしている親御さんとお子さんがふれあう様子を観察するほか，そのような機会を通じて親子の交流をサポートしたりしています。ここでの親子の様子は，行動科学の専門家である私たち家庭裁判所調査官（家裁調査官）が調査報告書という書面にまとめて裁判官に提出したり，当事者の方に読んでいただくなどして，事件解決に活用されています。

富澤　（マジックミラーを見ながら）そうか，僕たちがこうやって話しているのを鏡の向こうから見ることができるんですね。

松本　そうですね。あちらからは同居しているほうの親御さんが離れて暮らしている親御さんとお子さんとの交流の様子を見ることがあります。同居している親御さんは，最初はこのような交流自体に不安を感じていることが少なくありませんし，離れて暮らしている親御さんも，久しぶりにお子さんと会うときは緊張したり不安を感じていたりすることがほとんどです。

富澤　そうでしょうね。

児童室にて。マジックミラーを見る富澤さん

松本　でも，そんな親御さんも他方の親御さんとお子さんがここで楽しく遊んでいる様子を見て，お子さんにとってはどちらの親も大事なんだということに気づき，納得して次のステップに進むきっかけになることもあるんです。

マジックミラー越しに富澤さんを見る伊達さん

伊達　（マジックミラー越しに）ほら，あそこのソファに置いてあるぬいぐるみ，うちの娘，すごく大好きなんですよ。

綿引　そうなんですね。伊達さんはお子さんにきちんと関わっているから，そういうことが分かるんだと思います。家裁調査官は，そういうところも含めて，親御さんとお子さんとの関わり方をよく観察しています。

富澤　ところで，児童室はどれくらい使われているんですか。

大東　この裁判所には，年間で１万件くらい，親子に関するものを含めた調停（話合い）の事件が持ち込まれます。私たち書記官は，そのような事件の全てに関わって，さまざまな連絡調整をしたりするのですが，家裁調査官は，その中でも特に感情のもつれが大きい事件についてこの児童室なども使いながら，解決に向けて努力をしています。

富澤　そういう事件に関わっていて，嫌になったりすることはないですか。

大東　裁判所は，いろいろな人達の抱えるトラブルを解決に導くのが役割ですから，日々，真剣に事件に向き合っていくことが大事だと思っています。

最後に

――裁判所をご覧になった感想を教えてください。

伊達　実は僕，ずっと裁判を傍聴（ぼうちょう）してみたいなと思ってたんですよ。

富澤　しょっちゅう言ってたもんね。

伊達　そう！実は今日楽しみにしてたんです。いとこが弁護士やってたり，ひいじいちゃんが裁判官をやってたりしたので，すごく興味があったんです。今日実際に法廷を見て，まるでドラマのセットのようでした。

富澤　僕は裁判官！仕事柄あまり感情を入れちゃいけないというか，もう何も感情のない人だと思ってました。でも，実際に会ってみると笑ってもらえるし，イメージが変わりましたね。

伊達　そうね。裁判官って固い，ガチガチな方なのかなと思っていたけど，会ってみたら真逆ですごく話しやすかったです。もし，裁判員に選ばれることがあったら，間違いなく来ますよ。

富澤　被告人で来るかもしれないけどね（笑）。でも皆さん，他人の話ばかり聞いていて嫌になりませんか。

綿引　いえいえ。当事者の方の話を一生懸命聞くことは，納得のいく事件解決のためにも重要だと思っています。

――裁判所が国民にもっと身近な存在になるためには，どうすべきでしょうか？

伊達　どうすればいいんだろう。人生において一度も来ない人の方が絶対多いですよね。

富澤　裁判所はみんなに来てほしいんですか？

野原　医者に診（み）てもらうのと一緒で，行かなければならないときには行けるような敷居の低さというのが必要だと思っています。

伊達　なるほど。仙台の裁判所も僕たちの高校の近くにあったんですけど，建物がガチガチのコンクリート造りで「入ってくるな」という感じがしたかな。

野原　例えば，当事者として来なくても，裁判傍聴に気軽に来ていただいて，裁判で物事が解決される仕組みや，あるいは正義ってなんだろうとか，そういうことを考えるきっかけになってもらえたらいいですね。

伊達　傍聴は小学生でもできるんですか。

佐藤　傍聴には基本的に年齢制限はありません。夏休みには親子連れで来たり，学校の先生が生徒を連れて来たりということもあります。

伊達　子どもたちはどう思うんだろうな。

富澤　そういうことを通じて，裁判所に入りやすくするのはいいことじゃないかな。そうすれば，裁判を見られるなら自分も見てみようかということに繋がりますよね。

――いかがでしたでしょうか。私たちは，より多くの皆さんに裁判所の役割や裁判所を支える人達を知っていただきたいと思っています。皆さんもぜひ一度，裁判所の見学にいらっしゃってみませんか。

サンドウィッチマンのお二人，ありがとうございました！

各地の裁判員制度広報活動を紹介します！

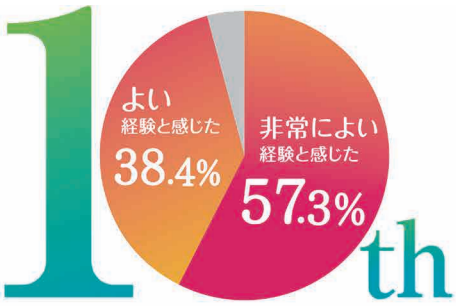

【裁判員を経験した感想】
“よい経験” が 95%以上

裁判員制度は，２００９年５月２１日にスタートし，昨年１０周年を迎えました。これまでに実施された裁判員裁判は，全国で１万２０００件以上，参加された裁判員等は９万５０００人以上となっています（２０１９年１１月現在の数値）。
裁判員を経験した方の９５パーセント以上は，「よい経験」と感じてくださっている一方で,「そもそも裁判員って何をするの？」とか「職場の理解が得られるか心配」などといった声もあります。
そうした疑問に答え，不安をなくしたい！と全国各地の裁判所の裁判官が皆さんのもとを訪問させていただきました。

広島

～明日，裁判員になる皆さんへ～

裁判員裁判の担い手になり得る幅広い世代の皆さんを対象に，地元企業とコラボレーションしたイベントを行っています。

【模擬評議を裁判官が解説】

裁判員制度１０周年記念模擬裁判 ～カープＯＢも参加～

裁判員には，２０歳以上の選挙権のある方なら，原則として誰でも選ばれる可能性があります。
そこで，広島東洋カープＯＢの池谷公二郎さんや北別府学さんらをお招きし，強盗殺人事件を題材にした模擬裁判を実施しました。被告人質問の場面では，実際の裁判さながらに，裁判員役の池谷さんから被告人役に鋭い質問がされる場面も。
模擬裁判の後，裁判官と裁判員がどのように事実を認定し，結論を導くに至るのかを体験する「模擬評議（話合い）」も行い，被告人が罪を犯したかどうかなどについて議論がされました。評議では，被告人が所持していた釣り道具入れの中に被害者の血がついたナイフが入っていたことなどから被告人が犯人ではないか，犯行時刻の前に被告人は現場から離れた釣具店で釣りえさを買っており，被告人が犯人であることに疑いが残るなどの意見が述べられました。最後に，裁判官と裁判員が出した結論は無罪でした。
このように，裁判員裁判は，性別や年齢，経歴の異なる裁判員と裁判官とがチームになって結論を導きます。「チームで」という点は，まさに野球と一緒ですね。

【前列左２人目から順に，山内さん，池谷さん，北別府さん，天谷さん】

福井

裁判員に選ばれた方に実際に裁判員裁判にご参加いただくためには，ご家族はもちろん，職場の方など周囲の方の理解，サポートが不可欠となります。
そこで，従業員の方を送り出していただく企業や団体を，裁判官が裁判員経験者とともに訪問し，出前講座を行っています。

敦賀市福祉総合センターには，ご自身も普段から車いすを利用されている裁判員経験者の方とともに伺い，障害者相談員の皆さんとお話をしました。
裁判員経験者の方からは，「障害を理由に辞退しようと思いましたが，家族や勤務先からの協力や裁判所の支援を得て裁判員を務めることができました。」と貴重な体験をお話しいただきました。また，参加者の方からは，裁判所に対し，「障害をお持ちの方でも不便なく裁判員等を務められるようサポートをお願いしたいです。」とのご要望もいただきました。

【障害者相談員の皆さん約１００名が参加】

裁判員制度は，幅広い国民の皆さんに参加していただくことによって初めて成り立つ制度です。日常生活にサポートを要する方々の経験談は，そのような意味で，裁判員制度を今後も発展させていく上で非常に貴重です。実際に出前講座をさせていただいた裁判官も「障害をお持ちの方が裁判員裁判への参加を検討するに当たって，さまざまな障壁を感じておられ，裁判所からの継続的な情報発信が大切であることを改めて実感しました。」と述べるなど，今後，裁判員裁判に臨むに当たり，重要な視点を得ることができたようです。

裁判員経験者と裁判官の出前講座

【裁判官の話に耳を傾ける西武福井店の皆さん】

西武福井店では，管理職の方など約４０名が参加されました。
裁判員経験者の方から，「裁判員を経験してから，事件の報道に触れるといろいろ考えることができるようになり，貴重な経験ができてよかったと感じています。職場の理解を得て参加した甲斐がありました。」といった経験談が披露され，講座に参加された方々からも，実際に裁判員を経験した方の感想を聞いて，自分も裁判員裁判に興味を持つきっかけになった，といった声が聞かれました。
また，訪問した裁判官も，「皆さんとの質疑応答を通じて，裁判員の役割について丁寧に説明し，その具体的なイメージを持ってもらうことにより，一つ一つの不安を解消していくことが大事であることが分かりました。」と述べています。裁判員制度は昨年で施行から１０年を迎えましたが，この間，裁判員の皆さんと裁判官が協働することによって，刑事裁判は大きく変わってきています。これからも，このような積み重ねによって，裁判員制度を更に発展させていきたいと思います。

山形

～将来，裁判員になる皆さんへ～

裁判員制度は１０歳！制度と共に生まれた皆さんは，小学４年生になりました。物心ついた時から裁判員制度がある世代に対して，裁判員裁判に興味を持ってもらえるように行っている模擬裁判もたくさんあります。

鬼退治をした桃太郎は刑務所行きか！？

地域のコミュニティーセンターを法廷にして，小学４年生から６年生の児童の皆さんが参加して模擬裁判を行いました。シナリオをご紹介すると・・
桃太郎は，赤鬼が盗んだ米を奪い返すために赤鬼に暴力をふるって米を奪い返しただけでなく，赤鬼が大切にしていたゲームソフトを奪い，赤鬼にけがを負わせました。桃太郎は，刑務所行きか！？　というものです。

【コミュニティーセンターが法廷に！】

裁判官などの役を演じるだけでなく，実際に裁判官を交えグループ討論も行いました。討論では，桃太郎を刑務所で反省させるべき，あるいは，おじいさんのもとで立ち直らせるべきとさまざまな意見が出ました。何が正解かではなく，皆で話し合ってよりよい結論を目指すという裁判員裁判の評議の雰囲気を，児童の皆さんにも感じてもらえたのではないでしょうか。実際，「難しかったし，慣れなかったけれどやってみてよかったです。」との感想も聞かれました。
参加した裁判官も「『米を取り返すのはいいけど，ゲームソフトを取るのは余計』など，大人さながらに悩みどころをとらえた鋭い意見を言うお子さんもいて，すごいなと思いました。」と，児童の皆さんの関心の高さに驚いていました。

【裁判官を交えたグループ討論】

このように，広報活動を通じて，各地で国民の皆さんから，裁判員制度についてたくさんの声をいただくことができました。いただいた皆さんの声は，よりよい裁判員裁判の実現に向けて活かしてまいります。
裁判所では，今回ご紹介した他にもさまざまな広報行事を行っており，その内容は裁判所ウェブサイトでもご覧いただけます。ご興味をお持ちいただいた方，「会社や学校へ出張講義を依頼したい！」という方は，お近くの地方裁判所総務課までお問合せください。

裁判員制度

法曹という仕事

「法曹」という言葉をご存じでしょうか。裁判官，検察官及び弁護士の三者を示す言葉ですが，法曹の仕事の中身は，意外に知られていないことも少なくありません。そこで，最高裁判所では，法務省や日本弁護士連合会とともに，次代を担う高校生や大学生に法曹という仕事の魅力ややりがいを紹介する，「法曹という仕事」というイベントを開催しました。

最初に，池上政幸最高裁判事から，社会の紛争を法というルールに従って解決するために法曹は不可欠な存在であることや，法曹に求められる能力や考え方などについてお話がありました。

続いて，法曹三者が，仕事の紹介やパネルディスカッションを行いました。この中では，法曹への志望動機やそれぞれの職業の魅力，学生時代の過ごし方などがテーマとされました。パネリストである法曹三者からは，「一つ一つの事件について同僚と議論した上で，あるべき解決を自分で考え，判断できる」（裁判官），「事件の解決に当たり，被害者や被疑者から感謝を伝えられたときにやりがいを感じる」（検察官），「依頼者の抱えている問題の根本的な解決に携わることができたときに喜びを感じる」（弁護士），といった意見がありました。また，参加者の皆さんに，多様な経験が法曹としての大事な力である広い視野を身につけることにつながるとのアドバイスがありました。

その後，最高裁判所の各小法廷に法曹三者が分かれ，それぞれの仕事を深掘りして紹介をするワークショップが行われ，参加者の皆さんと法曹三者それぞれのやりがいなどにつき深掘りして意見交換がされました。

参加した学生の方々からは，「法曹という仕事の姿が具体的に見えた」，「将来の進路として法曹を考えたい」といった声をいただきました。若い世代の方々に，法曹という仕事を身近な存在に感じてもらうことは，裁判所にとっても大事なことと考えています。

本イベントは今年も開催予定です。一人でも多くの学生の皆さんにご参加いただけるのを心待ちにしています。

池上最高裁判事の基調講演やイベント当日のダイジェスト動画は，裁判所ウェブサイトからご覧いただけます。

【小法廷の裁判所ワークショップ終了後】

海外の知見の活用 ～よりよい裁判の実現を目指して～

はじめに

裁判所には，日々，様々な事件が持ち込まれます。裁判所では，それらの事件の背景にある社会の変化にも対応しながら適正な判断を行うヒントを得るために，裁判官をはじめとする裁判所の職員を対象に，日本とは異なる法制度を持つ諸外国の実情に関する研究会を行っています。今回は，そのような取組の一環として，昨年から今年にかけて司法研修所[1]や裁判所職員総合研修所[2]において実施した研究会の様子を御紹介します。

【司法研修所別館】

表現の自由をめぐる新たな問題

社会の変化に伴って生ずる新たな法的問題の具体例としては，表現の自由に関する問題があります。昨今，ＳＮＳの流行などを背景として，インターネットを中心とする表現行為の「場」は多様になっており，現代では，まさに一人一人が「メディア」と言っても過言ではありません。その一方で，そのように表現行為の機会が多様になるにつれ，表現の自由に関する困難な問題が多く見られるようになっています。

司法研修所では，日本とドイツで共通する，表現の自由に関する問題を題材に，社会の変化に伴って生ずる新たな法的問題について，外国での議論を参考にするために，ドイツの著名な憲法学者ら[3]をお迎えして，「表現の自由をめぐる新たな問題」をテーマとする研究会を実施しました。

この研究会では，お迎えした憲法学者らから，「ドイツにおける『ヘイト・スピーチ』と意見表明の自由」，あるいは「インターネットにおける意見表明の自由」という，我が国でも共通する問題について御講演をいただくとともに，全国から参加した約７０名の裁判官らとの間で，活発な意見交換が行われました[4]。

本研究会に参加した裁判官からは，表現の自由をめぐる紛争解決の在り方を考えるに当たって有益な着眼点を得ただけでなく，ドイツでの新たな法的問題に対する基本的な考え方を学ぶことにより，我が国司法が目指すべき「法の支配」という基本的な理念を見つめ直すきっかけとなった，といった感想がありました。このような研究会をきっかけに，裁判官各自が多角的な視点から事案を検討し，より質の高い判断を積み重ねていくことが期待されます。

1　裁判官の研修及び司法修習生の修習を行う機関

2　裁判官以外の職員に対する研修及び裁判手続に関する研究等を行う機関

3　フライブルク大学のマティアス・イェシュテット教授とマックスプランク外国・国際刑事法研究所のラルフ・ポッシャー教授

4　この機会を最大限活用するよう，本研究会では全国５か所の裁判所への同時配信を行い，多くの裁判官が傍聴しました。

【裁判所職員総合研修所】

子の利益に資する面会交流

日本が少子高齢化社会と言われるようになってから久しくなります。他方で，親子や相続の問題などを取り扱う家庭裁判所では，近年，子どもに関する事件が増加傾向にあります。このような子どもに関する事件の中でも，両親が離婚又は別居した後，子どもと同居していない親が，子どもとの定期的な面会などを求める「面会交流」に関する事件は，父母の間の感情的な対立が強いことなどから，解決が難しくなりがちです。家庭裁判所では，法律の専門家である裁判官だけではなく，行動科学のエキスパートである家庭裁判所調査官が関与して，当事者らの心理的な葛藤を解きほぐしながらこのような難しい事件の解決に当たっています。しかしながら，日本では，欧米に比べて，面会交流に関する実証的研究は未だ少ないのが現状です。

そこで，裁判所職員総合研修所では，平成２９年度から行われた「子の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」という研究の中で，裁判所に係属する子と家族の問題や，ＤＶ・児童虐待等につき多数の研究をしており，また，この問題につき実務家としても活躍されている，カナダのトロント大学のサイニ准教授をお招きし，意見交換を行いました。サイニ准教授からは，最新の研究と豊かな実践経験に基づいた面会交流に関する検討プロセス，重要な考慮要素，その評価の在り方等についての講義を受けるとともに，カナダと日本の各々の家族システム及び司法システムを踏まえた意見交換を通じて，日本における面会交流を検討する上での多くの重要な助言・示唆をいただきました。同研究の結果報告書は，全国の家庭裁判所に還元され，実務で活用されています。

【サイニ准教授の豊かな経験に基づく講義】

おわりに

ここで御紹介したのは，日本における法的紛争を解決する上で諸外国の知見が非常に重要な視点を与えてくれる一例です。国民の皆さんに信頼される，納得度の高い裁判を実現していけるよう，裁判所では，今後とも，このような研修の機会を設けることなどをはじめとして，法的な紛争を適切に解決するため，不断の研さんに努めていきたいと考えています。

国際知財司法シンポジウム2019

令和元年９月２５日から９月２７日にかけて，最高裁判所，知的財産高等裁判所，法務省，特許庁，日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により，「国際知財司法シンポジウム２０１９～アジア太平洋地域における知的財産紛争解決～」が開催されました。

経済活動のグローバル化に伴い，知的財産権に関する紛争も国際化しており，同種の法律問題が世界各地で提起される現状において，司法関係者のみならず経済界においても他国の法制度や訴訟運営について理解することの重要性が高まっています。平成２９年から開催された本シンポジウムは，各国の法制度や訴訟運営等について最新の情報を得ることができる貴重な機会となっており，３回目となる今回は，インド，オーストラリア，韓国，中国及びＡＳＥＡＮ加盟１０か国の裁判官や警察関係者等を招いて行いました。

【パネルディスカッション】

１日目には，「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈」をテーマとする模擬裁判及びパネルディスカッション，２日目には，「著作権侵害に対する民事及び刑事司法の各国比較等」をテーマとする講演やパネルディスカッション等，３日目には，「特許の進歩性の判断に関する各国比較」をテーマとするパネルディスカッションが行われ，３日間で弁護士，弁理士，企業関係者など合計約１１００人の参加がありました。

【インドの裁判官と弁護士による模擬裁判】

本シンポジウムは，知財紛争のより良い解決に大いに貢献する内容であり，海外における企業活動にとっても有益なものとなったと思われます。

裁判所めぐり

岐阜地方・家庭裁判所

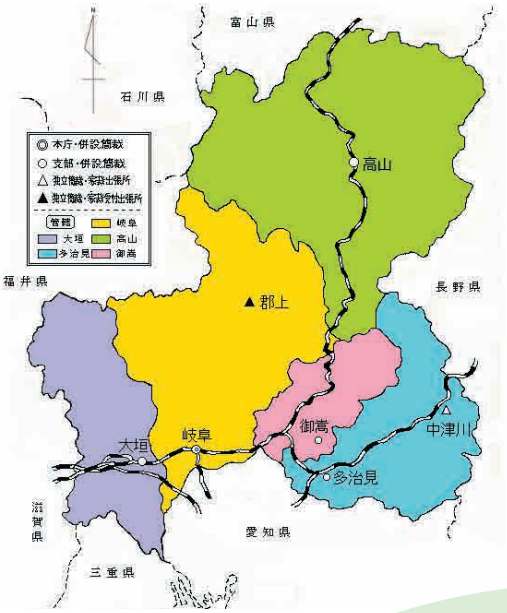

～岐阜の紹介～

岐阜県は，都道府県で７番目に広く，日本のほぼ中央に位置しています。北部の飛騨地域は，御嶽山，乗鞍岳，奥穂高岳など，標高３，０００メートルを超える山々が連なっており，一方，南部の美濃地域は，濃尾平野に木曽三川（木曽川，長良川，揖斐川）が流れています。豊かな自然に恵まれるとともに，各所では，歴史，伝統，文化が息づいています。

岐阜県内には，岐阜市にある岐阜地方・家庭裁判所本庁をはじめ，４つの支部（大垣，高山，多治見，御嵩）と２つの家裁出張所・独立簡易裁判所（郡上，中津川）があります。裁判所の管轄区域ごとに「歴史，伝統，文化」にスポットを当てて岐阜県を紹介します。

岐阜（ぎふ）

岐阜城は，標高３２９メートルの金華山の山頂に位置し，難攻不落の城としても知られ，かつては「美濃（※）を制する者は天下を制す」と言われるほどでした。戦国時代は，斎藤道三が居城としていました。

永禄１０年（1567 年）には，織田信長がこの城を攻略し，城主となり，地名を「岐阜」に，城を「岐阜城」に改め，天下統一の本拠地としたと言われています。再現された岐阜城天守閣からは，かつて信長が天下を見晴らしたように，長良川を含めた岐阜市内の壮大な眺望を楽しむことができます。

※美濃・・・岐阜市を含む岐阜県南部の地域。

岐阜城
（ぎふじょう）

長良川から望む金華山

～模擬裁判の様子～

岐阜地裁本庁では，裁判所への関心や理解を深めていただけるように様々な取組みを行っています。例えば，夏休みには，小学５，６年生を対象に模擬裁判，模擬評議を行っています。模擬裁判では，子供たちに，法廷内で裁判官，検察官，弁護人などの役を演じてもらい，その後の評議では，法曹のサポートを受けつつ，有罪か無罪かを検討してもらいます。子供たちは，活発に意見を言い合って，大いに盛り上がりを見せています。

墨俣城（すのまたじょう）

大垣（おおがき）

大垣市は，岐阜県の西部に位置し，松尾芭蕉の「奥の細道」むすびの地としても知られているところです。大垣市墨俣町にある墨俣一夜城は，永禄９年（1566 年）に木下藤吉郎（のちの豊臣秀吉）が一夜にして建てたとされる砦的な城で，織田信長は，この城を拠点に美濃を制覇し，木下藤吉郎は，この築城をきっかけに出世をしていったと言われています。

当時の一夜城は残っておらず，その城跡に城郭天守の体裁を整えた墨俣一夜城が建設され，歴史資料館として当時の一夜城作戦などの歴史を知ることができます。城下を流れる犀川越しに見る天守の姿は美しく，春には満開の桜に囲まれた天守を見ることができます。

高山（たかやま）

岐阜県飛騨地方に位置する高山市の中心市街地は，江戸時代から城下町，商人町として発展を遂げてきました。江戸時代末期から明治中期に建てられた屋敷などが立ち並ぶ「古い町並み」の景観は，国選定重要伝統的建造物群保存地区として保護されています。

江戸時代から続く風情ある外観は，高山の観光スポットとして，国内外から注目を集めています。

また，「古い町並み」には，飛騨牛，朴葉味噌，高山ラーメン，みたらし団子などのお店も集結しています。一帯を散策することで，高山名物を堪能できます。

古い町並み（ふるいまちなみ）

古い町並み　提供：高山市

多治見（たじみ）

施釉磁器モザイクタイル（せゆうじきもざいくたいる）

モザイクタイルミュージアム　提供：多治見市

多治見市は，施釉（※）磁器（せゆうじき）モザイクタイル発祥の地として，全国一の生産量を誇ります。その多治見市により平成２８年に設置されたのが多治見市モザイクタイルミュージアムです。外観はタイルの原料を掘り出す「粘土山」を思わせる形をしています。膨大なタイルのコレクションを基盤に，この地域で培われてきたタイルの情報や知識，技術を発信しています。館内には，タイルを使用したアート作品が多く展示され，タイルの楽しさに触れることができます。

※施釉・・・素焼きした磁器に釉薬（ゆうやく）を付けて焼き，ガラス状のツヤツヤした表面に仕上げるものです。

御嵩（みたけ）

大寺山願興寺（おおてらさんがんこうじ）

大寺山願興寺　提供：御嵩町

弘仁６年（815 年），伝教大師によって創建されたといわれる天台宗の古刹「大寺山願興寺」。二度にわたる兵火により本堂等は焼失しましたが，幸いにも本尊・薬師如来像をはじめ諸仏像は焼失をまぬがれました。本堂も地頭・纐纈源吾盛康の力によって再興され，二度目の焼失後も近在の農民・玉置与次郎と市場左衛門太郎らの発願により，素朴な造りではあるものの，板一枚，柱一本を持ち寄って見事再建されました。

現在，薬師如来像ほか二十四躰及び本堂が国指定の重要文化財に，また，鐘楼門が県指定文化財に指定されています。

郡上（ぐじょう）

郡上おどりは，江戸時代に始まったもので，江戸時代から４００年にわたって城下町郡上八幡で歌い踊り続けられてきた一大伝統行事で，国重要無形民俗文化財に指定されています。７月中旬から９月初旬の２か月間に約３０夜にわたって開催される日本一長期間の祭りです。踊り会場はひと夏で市街地を一巡し，町並みの中や広場で踊る日もあれば，昔ながらに神社の境内が会場になる日もあります。年齢，性別，国籍，経験関係なく誰でも踊りの輪に加わることができることが人気です。

クライマックスは，お盆（8/１３～１６）の４日間の「徹夜おどり」。名前のとおり，夜２０時から，翌朝４時５時頃まで踊り明かします。

郡上おどり（ぐじょうおどり）

郡上おどり　提供：郡上市

中津川（なかつがわ）

馬籠宿（まごめじゅく）

馬籠宿　提供：中津川市

馬籠宿は，江戸時代の参勤交代で多くの人が行きかった中山道の宿場町です。石畳が敷かれた坂道は，今も江戸時代の面影が残ります。日常から離れ,水のせせらぎ，小鳥のさえずり，街道を横切る風に，癒されます。

馬籠は，文豪・島崎藤村の出生地でもあります。生家跡に建つ施設では，「夜明け前」や「東方の門」などの作品原稿や遺愛品が展示され，終焉の地，神奈川県大磯町の書斎が復元されるなど，一巡することで藤村の生涯をたどることができます。

また，馬籠宿では，焼きたての煎餅やおやき，一つの串に丸めた団子が三つ並んだ五平餅など様々なグルメも楽しめます。

カナダ　トロントの裁判所

オールド・シティ・ホール
現在は，オンタリオ州裁判所として使用されている。

私が長期在外研究で滞在させていただいたのは，２０１９年，ＮＢＡで優勝したトロント・ラプターズの本拠地がある，カナダ，オンタリオ州にあるトロント市です。トロントは，人口の約半分が他国出身で（２０１１年国勢調査），チャイナタウン，グリークタウンなど，たくさんの○○タウンがあるような街です。母国語だって，文化だって，好みだって，それぞれ。英語が上手く話せない人にも寛容です。そんなトロントの中心部にある，一つの裁判所と，そこで行われている特殊な刑事裁判手続をご紹介したいと思います。

オールド・シティ・ホール　内観
※ドアーズ・オープンという公開イベント時に撮影

トロントネオンの横にあるオールド・シティ・ホールと呼ばれるその建物は，１８９９年に建設された，大きな時計台のあるロマネスク様式の建物で，写真撮影スポットとしても人気の場所です。昔はトロントの市庁舎として使用されていましたが，隣の新しい市庁舎にその機能は移されたため，現在は刑事事件を扱う州裁判所として使用されています。

この建物の一室では，毎週火曜日・木曜日の午後，ドラッグトリートメントコートと呼ばれる刑事司法手続が行われています。この手続では，犯罪を認めている被告人に対して，判決まで保釈した上で，特別なプログラムを受けることを義務付けています。対象となる被告人は，薬物中毒に陥っており，かつ，薬物所持の罪や軽微な財産犯などの非暴力的な罪に問われている被告人です。被告人は，薬物治療プログラムを受けたり，住宅支援や就労支援などの生活環境改善のためのサービスを受けたりしますが，そのプログラムの受講状況などについて，定期的に裁判所に出頭して，報告することになります。法廷が始まると，被告人は，裁判官から（処方されている薬を含めて）薬物の使用状況を尋ねられます。そして，薬物を使用した場合に

は，何回，どの薬物を使用したかを被告人は答えます。日本では，保釈中に薬物を使用すれば，別の犯罪として処罰の対象となり，その犯罪を理由に，保釈されていた被告人が再び身柄拘束されてしまうことが多くあります。しかし，トロントのプログラムでは，尿検査できちんと尿を提出し，正直に申告すれば，薬物を摂取してしまったことによって保釈が取り消されることはなく，また次回頑張りましょう，となるのです。他方で，薬物を使用せずに過ごせたと被告人が答えた場合には，法廷にいる全員（裁判官，検察官，弁護士，他の被告人など）から拍手で賞賛されます。この成功体験によって，立ち直りを進めようというのがトロントのドラッグトリートメントコートの考え方だそうです。このドラッグトリートメントコートにかかる費用は，州法務省から主に支出されているようですが，被告人が刑務所に入所した場合にかかる費用に比べ，少ない費用でプログラムを受講させることができている，との報告もなされています。

カナダには，この他にも，特殊な刑事裁判手続として，精神的な病気を持っている被告人のためのメンタルヘルスコート，カナダ先住民の被告人のためのアボリジナルコート，家庭内暴力事件を扱うドメスティックバイオレンスコートがあります。それぞれ，犯罪の背景に自分の意思だけではなかなか抜け出せない困難を抱えているため，刑務所に入っても更生できず，何度も犯罪を繰り返してしまうような被告人を対象としています。そんな被告人に対して，より適切な治療や指導，環境調整等を行うことで，犯罪を防ぐとともに，働き手となって税金を納めてもらい，地域に貢献してもらうことが，より社会全体の利益に繋がると考えられているようです。

私はトロントに滞在中，ワーキングホリデーなどで滞在していた日本人の友人を数人，裁判傍聴に案内したことがありました。建築物の見学や日常会話以外の現地の言語の勉強にもなりますので，海外で長期滞在されるような折には，裁判傍聴をしてみてはいかがでしょうか。

（神戸地方裁判所姫路支部判事補　須藤晴菜）

裁判員制度

司法の窓（第85号）
2020年（令和2年）5月発行
最高裁判所
東京都千代田区隼町4番2号
裁判所ウェブサイト　https://www.courts.go.jp/

写真，イラスト，特別企画記事及び記名記事以外の転載は自由です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。